

令和7年2月27日

maruyama class

ご利用者各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 長島 巖

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出につきまして

令和6年12月20日に大規模小売店舗第6条第2項の規定により、下記の通り札幌市へ届け出いたしましたので、同法施行規則第11条2項に基づき、届出の要旨を掲示します。

記

■大規模小売店舗立地法変更届出内容（要旨）

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：maruyama class

所在地：札幌市中央区南1条西27丁目183番地1

2. 変更しようとする事項（添付図面のとおり）

（変更前）駐車場の収容台数：190台

（変更後）駐車場の収容台数：187台

3. 変更する年月日

令和7年6月1日

4. 変更する理由

カーシェアリング導入スペースを確保するため

■届出書の縦覧

令和7年4月24日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く））の期間、札幌市役所本庁舎2階「市政刊行物コーナー」で縦覧願います。

■意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告から四月以内（令和7年4月24日まで）に限り、札幌市に対して意見書の提出によりこれを述べることができます。

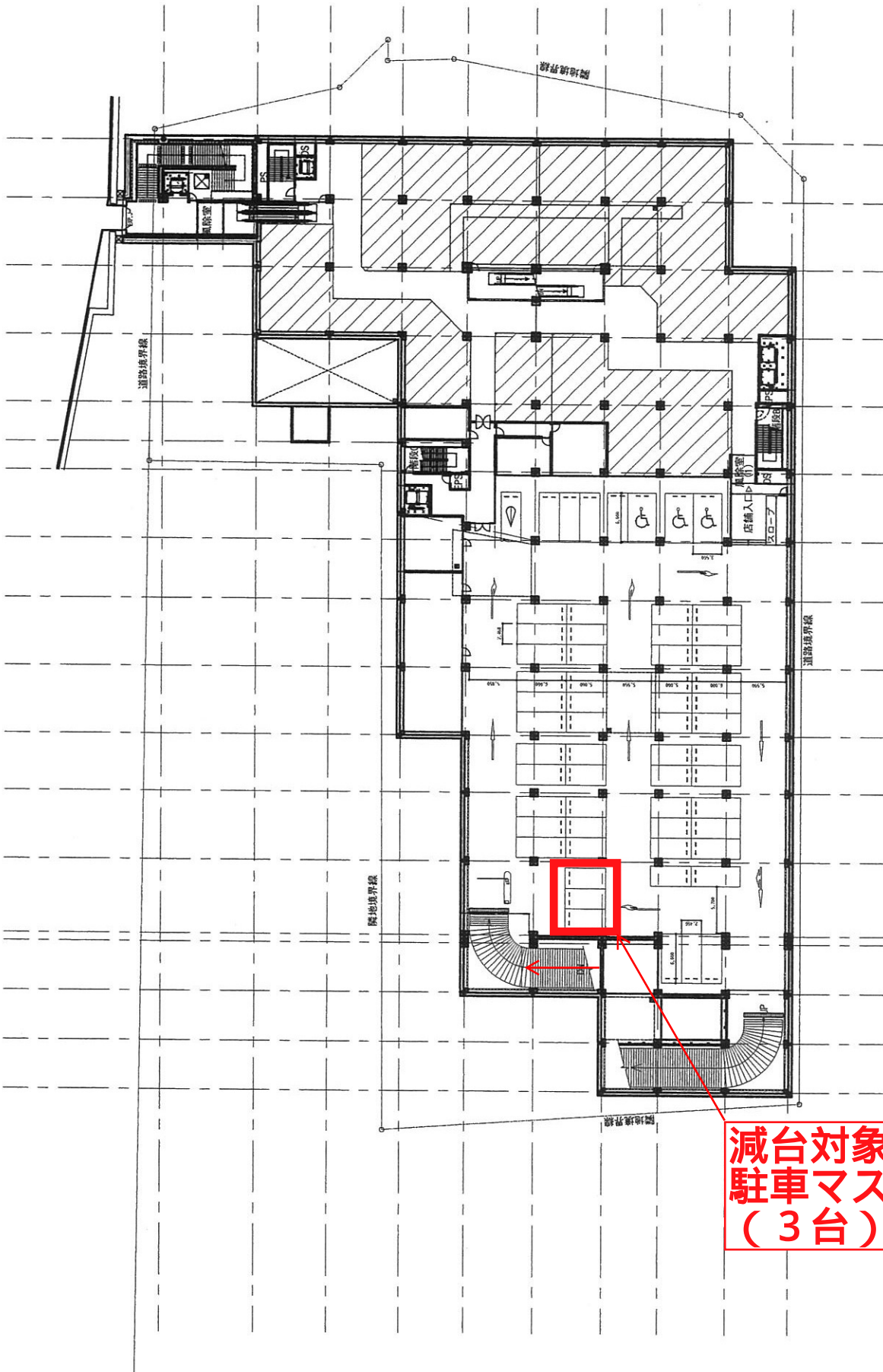
以上

【お問い合わせ先】 マルヤマクラス 防災センター

TEL：011-642-1800



地下1階図面



減台対象の
駐車マス
(3台)